

国際機関で考えた日本と知財のこと



弁護士知財ネット
ジャパンコンテンツ調査研究チーム
(国際チーム所属)
ニューヨーク州弁護士 毛利 峰子¹

1. 最初に

「この組織には沢山の法律家が働いている。そして、これからは良いマネージャーが増えないといけない。頑張ってください。」

これは、WIPOに正規職員として勤務を開始して間もなく、事務局長のFrancis Gurry（フランシス・ガリー）の部屋に一人ずつ呼び出されて行われる宣誓署名の席での言葉です。

WIPOに多くの法律家が所属するのは本当にそのとおりで、世界各国からの弁護士有資格者が職員として働き、その活動の分野も事務局長のオフィス、人事部に始まり、WIPO調停仲裁センター、それぞれの法分野（特許・商標・意匠・著作権）の法律部、国際登録制度実務（PCT, Madrid, Hague）を管轄する法律部、そして、スタッフの就業規則との抵触等を調査する「Prosecutor」まで存在します。ただ、日本の弁護士という点では、他の国際機関と同じく、あまり進出していないようです。

旧司法試験に合格し弁護士になった時点では、国際機関で働くという明確なビジョンはありませんでしたが、今、気がつくと、図らずもいくつかの異なる国際機関での経験を得て知的財産の専門機関で働くことになりました。私がこれまでご縁があった国際機関における知財分野の活動、そしてそこから見た母国について記すことも何らかのお役にたてるのではないかと思います、以下、ご紹介します。

2. マックスプランク研究所（ミュンヘン）

米国留学・事務所研修後、欧州の国際機関でのキャリアをつなぐ転換期となったのがマックスプランク研究所滞在です。ニューヨークの法律事務所での研修を終えて東京へ戻る準備をしてい

1 ジュネーブ在住。元ユアサハラ法律特許事務所（第一東京弁護士会）所属（54期）。ニューヨーク州弁護士。現在、世界知的所有権機関（WIPO）事務局に勤務。

弁護士知財ネット（理事長：小松陽一郎弁護士）には創設時より参加。この度「国際チーム」のメンバーに加えて頂いたことから、その任を果たすべく本稿に至りました。各国の知財司法制度については、現地でご活躍の諸先生方（例えば、英国には日本国弁護士資格に加えて英国事務弁護士（イングランド&ウェールズ）資格も取得されて知財司法実務に精通する南かおり弁護士がいらっしゃいます）にお任せし、私は、これまでの国際機関での勤務経験の中、知的財産や日本について考えたことを書かせて頂くことにしました。なお、本稿は筆者の個人的な雑感です。

る頃、当時の日本部門担当研究員より、「マックスプランクに籍をおいてミュンヘン大学で博士論文を書きませんか」とのご案内を頂きました。

諸先輩方が研究生活を過ごされたマックスプランク研究所は、ここ10年で大きく変わりました。私が始めて訪問した2004年頃は、マックスプランク研究所（Max-Planck-Institut für Geistiges Eigentum-, Wettbewerbs- und Steuerrecht）は、知的所有権法・競争法・租税法の3部門を柱としていました。知的所有権法部門には、特許法の大御所のJosef Straus（ヨゼフ・シュトラウス）教授がディレクターとして在籍しておられ、日本部門に2名のドイツ人研究者をおき、日本をはじめとする東アジアの国々が研究対象でした。

折りしも、我が国では、一連の「職務発明制度」に関する判決が下りたところでドイツの学者及び実務家も注目するところでした。私が初めて研究所に短期滞在したのも、シュトラウス教授から「青色発光ダイオードの職務発明判決」に至るまでの判例と日本特許法の下での職務発明制度とドイツ法と比較した上で報告せよ、という研究テーマを頂いたからです。また、二度目の滞在となった2006年以降は、キャノン・インクカートリッジ事件が注目されており、2009年には国際会議「Conference on Patent Exhaustion」がミュンヘンで開催されて、特許法の下での消尽理論や間接侵害を議論するために日米独の裁判官・弁護士・学者が一同に会しました。また、ミュンヘン知財センター（Munich IP Law Center）のLL.M.プログラムに毎年日本から若手の裁判官が留学され、また弁護士の片山英二先生が日本特許法を担当されています。

ところが、シュトラウス教授の定年退職に伴い、研究所には2つの大きな変化が起こりました。まず、日本担当のドイツ人研究者が去り、中国語を話す若手の学生が抜擢されて研究所に就職しました。これまでも、中国からの学生の多さは、ミュンヘン大学でもマックスプランク研究所でも顕著でしたが、研究所あげてアジア法の研究対象が中国・東南アジアに移行したのを感じました。次に、マネジメント・ディレクターが若手に交代し、2011年には、租税法部門が独立して、知財部門は、Reto Hilty（レト・ヒルティ）教授、Josef Drexler（ヨゼフ・ドレクセル）教授が率いる「無体財産・競争法部門」（Max-Planck-Institut für Immaterialgüter- und Wettbewerbsrecht）の下で研究されることになり、知的財産を競争法の視点から分析することが研究の主な対象となり、Law & Economyのセミナー・会議も活発になりました。

その後、イノベーション研究の大家で国際機関とも関係の深いDietmar Harhoff（ディートマー・ハーホフ）教授をディレクターとして研究所に迎え、イノベーション・アントレプレナーシップ研究部門が設立しました。2014年には、マックスプランク研究所の名前がMax Planck Institute for Innovation and Competition（Max-Planck-Institut für Innovation und Wettbewerb）となっています。このように「イノベーション」の枠組みの中で知的財産制度をとらえる流れは、世界のトレンドのように思います。

余談になりますが、私がドイツにいた頃の思い出深い一件があります。そもそもドイツの産業は、自動車、電子機器、重工業等が日本と重なることが多く、バイエルン州では日本製品を頻繁に見かけることはありませんでした。車に関して言えば、ミュンヘンでは、ドイツ車（Volkswagen, Audi, Mercedes Benz, Porsche等）の中でも特に地元の「バイエルン発動機株式会社」製の自動車が街に多くみられ、州政府の車も同社で生産された黒塗りです（BMWのことです!）。ところが2006年のある日、ミュンヘン旧市街から空港へ向かうSバーンという中距離電車から窓の外に見ると、なんと路線沿線の全ての広告が「Toyota Auris（オーリス）」だったのです。オーリスは、トヨタ自動車が2006年から生産・販売している欧州市場限定の小型自動車です。その後ハイブリッド車のAuris Hybridが販売され、今も欧州市場で人気の車です。当時、異国の空の下で、延々と続く母国の企業の広告をなんと誇らしく思ったことでしょう！

3. 国際機関で知財産制度を考える

国際機関の種類は、国際連合事務局 (UN)、国連総会により設置された国連の下部機関 (UNDP, UNCTAD, UNHCR, UNICEF等「UN」から始まる組織)、専門機関 (WIPO, WHO, ILO等、特定の分野の専門組織)、及びその他の国際機関 (WTO, OECD, IAEA等) に分かれます。

また組織の目的から開発援助を目的とするDevelopment Agenciesと呼ばれる組織があります。以下に登場するUNCTADは、開発を目的とする国連事務局直轄の組織、WIPOは国連の知的財産を担当する専門機関です (WIPOが開発問題に積極的に関与しようとする、必ず「WIPOはDevelopment Agenciesではない!」との反対の声があがります。)。最後に、WTO及びOECDは、その他の国際機関にあたります²。

WTOの知財部は、TRIPS理事会の事務局を担当する部署です。ちょうど筆者がジュネーブに転居した2009年、WIPOのグローバル知財政策を担当する部門³を率いていたオーストラリア人ディレクターのAntony Taubman (アントニー・タウブマン) がWTOの知財部に移りました。以降、特に「製薬と特許」の分野ではWHO・WIPO・WTOが相互に協力し、共同シンポジウム「Access to Medicines: Pricing and Procurement Practice」(2011年) や「Innovation and Access to Medical Technologies」(2014年) を開催した他、医療技術へのアクセスとイノベーションを促進するための公衆衛生・知財・貿易の交差点を論じたレポートも出版されています⁴。

TRIPS協定違反を理由とするWTOの紛争解決手続については、これまでに2007年に米国が中国のTRIPS協定違反を提訴した事件、2010年にはEUの税関規制⁵がTRIPS協定に違反して不当にジェネリック薬の流通を妨げているとしてインドとブラジルがオランダとEUを提訴した事件などがありました⁶。そして、2012-2013年には、たばこ包装の表示の規制 (ブランド名の印刷を禁止した法制度「Plain Packaging Requirements」) がTRIPS協定の下での商標権の使用を不当に制限するものであるとして、ドミニカ共和国、キューバ、ウクライナ、ホンジュラス、インドネシアがそれぞれオーストラリアを提訴しました。最近、パネルの審理が開始して、ジュネーブの各国からの知財担当者も注目しています。このような議論が、地域経済にたばこ産業が深く根を下ろしているスイスを舞台として⁷、また「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FCTC: Framework Convention on Tobacco Control)」を管轄するWHOの間近で行われることは大変興味深いと思っています。

2 WTO及びOECD等は国連組織ではないため、保険・年金制度が異なりますが、一定額の掛金及び加入年数を相互に認め合う等して、スタッフは国際機関の行き来が容易になっています。また、グローバルファンド等、国連システムからスピノフして、独自の活動を始める組織もあります。

3 例えば、遺伝資源 (Genetic Resources)、伝統知識 (Traditional Knowledge) や伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions)、製薬・気候変動と知財等。

4 Promoting Access to medical Technologies and Innovation: Intersections between public health, IP and trade, WTO/WIPO/WTO (2012). http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/global_challenges/628/wipo_pub_628.pdf

5 EU Council Regulation 1383/2003.

6 毛利峰子「ジュネーブ雑感」知財ぷりずむVol.9. No. 97, 98頁。

7 たばこ業界で世界第1位の米国のフィリップモリスインターナショナル社の統括本部はローザンヌ、第2のブリティッシュタバコ社は工場をジュラ州におきます。我が国JTの海外たばこ市場を統括するJTインターナショナル (世界第3位) は、最近ジュネーブ本社を湖の反対側から国際機関の真ん中に移動しました。

(1) 国連貿易開発会議（UNCTAD）



（国連欧州本部とナシオン広場の彫刻作品「Broken Chair」。この高さが12メートルにも及ぶ巨大な彫刻の椅子は左前足が途中で壊れており、地雷やクラスター爆弾等の兵器への反対を象徴しています。）

「日本は戦後短期間で経済発展を遂げているが、それを支えた知財制度についてどのように考えるか。それをふまえて今の開発途上国にどのようなアドバイスをすべきか、あなたの考えを聞かせてほしい。」

UNCTADに勤務している時、同僚やNGO、学生から繰り返し聞かれた質問です。恥ずかしいことに、最初にこの質問を受けたときには答えに窮しました。学生としてそして実務家として、日本、米国、ドイツで知財の世界に身を置いたときには考えなかった「開発と知財」に関する様々な視点と立場を、自国の歴史を振り返ることで真剣に考えました。この質問は、UN Development Agenciesと開発系NGOの活動の盛んなジュネーブ・コミュニティへのウェルカムになりました。

思えば、米国留学時代に、ロースクールで履修した特許法のケースローの中に、日本企業や日本人発明者の名前が頻繁にでてきました。日本企業が戦後、果敢に米国市場に進出していたこと、また積極的に外国技術を導入し、真似ではなく、付加価値をつけて米国市場に挑戦し訴訟に直面していた様子が唖に浮かびました。我が国は、特許法をはじめとする知的財産という思想を受け入れ、外国技術を受け入れ、それらを柔軟に日本流に吸収しながら、独自のブランドを築いて、世界に進出し、経済発展したように思います。実用新案法制度も大きな役割を果たしたことでしょう。知財政策はイノベーション政策の一環であり、単なる「マネ」をしていただければ今日の成長はなかった。そんなことを、当時、すらすらと言えたらどんなに良かったことでしょう。

国連貿易開発会議は、1963年、国連が開発途上国の経済開発促進と南北問題の経済格差是正のために設けた組織で、事務局はスイスのジュネーブにあります⁸。貿易と開発、金融、投資、技術、持続可能な開発の関連問題に総合的に対応する国連の中心的な機関で、2005年のUNCTAD総会以来、積極的に知的財産の分野（途上国の製薬、開発との関係）でも活動しています。日本とのつながりとしては、知的財産チームのチーフとしてLegal Officerの安達潔さんがご活躍されている他、「戦後日本の国内投資と技術移転に関する法制度が途上国の柔軟なTRIPS協定の解釈の参考になる」とした山根裕子教授によるディスカッションペーパーが出版されています⁹。知財チームに所属した当時は、途上国の製薬と特許に関する提言、TRIPS理事会、WIPOのCDIP

8 職員数450名（邦人職員9名）。事務局長は元ケニア貿易・産業大臣のムキサ・キトゥイ。

(Committee on Development and Intellectual Property) への出席、裁判官へのセミナーの準備等を手伝わせて頂きました。法律家4人の小さなチームでしたので、様々な会議でUNCTAD用のオブザーバー席に座らせていただけたのも勉強になりました。

開発途上国には日本の経済発展に見習いたいと考える国が少なからずあります。日本にとっての潜在的な友人は、世界中に広がっているように思っています。

(2) 経済開発協力機構 (OECD)

「法律家はもっと論文を読むべきだ。議論を支える証拠がない。」

この言葉は、ある幾つかの大きい特許庁のチーフエコノミストや経済学者が参加するOECD事務局でのハイレベル・ミーティングの席で、経済学者から米国の法律家に向けられた言葉です。「evidence (証拠)」という概念に誇りをもっている法律家として、末席に座っていた私も顔から火が出る思いをしましたが、法律学と経済学の前提とする世界観及び議論の展開の差と、「エビデンス」の概念の違いもまた痛感することになりました。経済学の論文を読むと、問題提起の後に数式が登場し、量的分析を行いながら議論が進みます。経済学の論理展開に必要な「証拠」は、三段論法や因果関係を議論展開の柱とする法律家にとっての「証拠」とは概念が異なるのです。

そのような時、経済学が法政策にあたえる影響の大きさを考え、また、米国ロースクール課目には昔からあるLaw & Economyの大切さを痛感しました。確かに、エコノミストの書いた論文には彼らのいうevidenceに基づいた論考で、法学の視点からも興味深く、参考になるものが多いです。法政策を考える素養として経済学を学んでおけばよかったと思いました。

異なる視点から知財を眺めるエコノミストとの議論は充実していました。「グローバルチャレンジ」、「合成生物学 (Synthetic Biology) と知財」、「イノベーションと知財」の其々のプロジェクトで、多数の専門家と仕事をする機会を得て、レポート出版に貢献することができました。また、退職前最後のプロジェクトでは、ドイツ人若手女性エコノミストと一緒にインドネシアでの現地調査に飛び、東京の弁護士時代を思い出すかのような深夜に至る仕事、充実度、連帯感と達成感を感じる出張をさせて頂いたことも思い出深いです。

OECDでは、才能ある同僚だけでなく、尊敬する上司の身近でお仕事をさせて頂き光栄でした。筆者をOECDへと導いてくださったのは、当時、科学技術産業局 (STI) 次長の原山優子教授 (現在、内閣府総合科学・イノベーション会議議員、知的財産戦略本部員、検証・評価・企画委員会構成員) です。イノベーションを研究されてきた原山教授は、STIの次長として数々のプロジェクトを立ち上げ率いて成功に導いていました。またスタッフからとても人気のある上司で、リーダーとして信頼され、私は迷える子羊を救って頂くかのようにご指導を受けました。若手の部下を信頼してプロジェクトを任せることで、若手の才能が開花していましたし、OECD内のダイバーシティ賞も取得した、活気に溢れる職場でした。

経済協力開発機構は、戦後、経済的に混乱状態にあった欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受け入れ態勢を整えるために発足した前身の機関の発展的解消を受けて1961年に設立されたフランス・パリに本部を置く国際機関です⁹。日本は欧州16カ国+米国及びカナダという設立当初の加盟国から加盟枠が広がるといち早く1964年に加盟し、受諾した資本自由化を実践し、

9 Hiroko Yamane, Competition Analyses of Licensing Agreements: Considerations for Developing Countries under TRIPS, ICTSD (2014).

10 職員数は2500名、事務総長アンヘル・グリア (メキシコ出身)。

加盟国と政策協調をしながら戦後の経済成長を遂げたと言えます¹¹。その関係の深さ故か、OECD事務局及びOECD日本政府代表部には、総勢120名を越える出向者が在籍します¹²。事務局ナンバー2として玉木林太郎（財務省出身）事務次長がご活躍で、また当時お世話になったOECD代表部吉川元偉大使は、2013年より国連に対する日本政府の特命全権大使（国連大使）としてニューヨークにいらっしゃいます。さらに、2014年には我が国のOECD加盟50周年を祝う関連行事が盛大に開催され、閣僚理事会では議長国を務めました。

OECDの50周年を記念するロゴ作成の際には、日本の外交官の方々の交渉力が発揮されたようです。当時「Better Policies for Better Lives」のスローガンと共に使われ始めたOECDの新しいロゴは次の図のとおりです。国連のロゴと比較すると、OECDの地球儀の方をより身近に感じませんか？（私達が使用している「日本と太平洋が中央」になっています！）。OECDロゴの趣旨は、世界をより良いものとするべく「本を開いた形の政策レポート」で照らす、というものです。



（欧州開発協力機構のロゴ）



（国連のロゴ）

（3）世界知的所有権機関（WIPO）

世界知的所有権機関はこの「知財ぶりずむ」を手にする方々が良くご存知のことでしょう。国連の専門機関としての歴史は、1974年に国連の14番目の専門機関となって以来の42年とそれほど長くありませんが、WIPOの前身であるBIRPI（Bureaux Internationaux Réunis pour la Protection de la Propriété Intellectuelle／知的所有権保護合同国際事務局）は、1883年のパリ条約と1886年のベルヌ条約を管轄する組織として1893年に設立され、100年以上の歴史をもつ国際機関です。

ジュネーブのWIPOを訪問された方も多いと思いますが、以下、1）落成した建物群、2）外部事務所の拡大、3）新たなマネジメントチーム、4）近年のPCT出願数の変化について紹介します。

11 その後、フィンランド（1969年）オーストラリア（1971年）、ニュージーランド（1973）年が加わり、80年代まで24カ国の先進国で構成されていました。1990年代から、メキシコ（1994年）、チェコ（1995年）、ハンガリー、ポーランド、韓国（1996年）、スロバキア（2000年）、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア（2010年）が加盟し、現在の加盟国34カ国。OECD東京センターは、OECDに対する理解をアジア・太平洋地域で促進するための1973年に設立されています。

12 OECD及び関連機関の事務局には事務局次長を筆頭に88名の日本人職員が勤務し、OECD代表部には40名の職員が派遣されて勤務しています（外務省OECD代表部ホームページより）。



(WIPO本部タワーと新しい会議場（右横）：2014年9月落成)



(New Building：2011年9月落成)



(新しい会議場横から、メインエントランス（Access Center：2014年落成）への道)

1) 落成した建物群

まず、2011年9月、青の縦じまが印象的な大きなビル、名称「新しいビル（New Building）」が一般総会に合わせ開館しました。場所は、13階建てのWIPO本部タワーの裏手にあり、多くの部門のスタッフが働き、外部者も閲覧専用で利用できるWIPO図書館もNew Buildingの中にあり

ます。

そして、2014年9月には、長らく工事中だった新会議場が一般総会のタイミングに合わせてお披露目されました。1600平方メートル、900席の会議場は、最新の通訳システム及びスクリーン装置を備えています。建築の特徴として、まず、外装に主にスイス産の松とオーク材を相互に組み合わせて自然な木々の感じを表しています。そして自然の光が差し込むことを重視して、異なる方角に2つの印象的な巨大なガラス窓を設置したほか、会議場内の天井にはいくつかの丸い窓があり、外部の光を取り入れています。そのほか、空調等にも環境に配慮した技術が使われているそうです。

2) 外部事務所の拡大

次に、WIPOの外部事務所が増えました、これまで、米国（ニューヨーク）のリエゾンオフィスの他、日本（東京）、シンガポール、ブラジル（リオデジャネイロ）に事務所がありましたが、2014年、中国（北京）及びロシア（モスクワ）にオフィスが作られました。アジア地域に、東京、北京、シンガポールという3つの事務所があることになります。美しいホームページがつけられましたのでぜひご覧ください¹³。

3) 新たなマネジメントチーム

事務局長ガリーの任期が2期目に入り、マネジメントも一新しました。昨年総会で事務局次長（Dupty Director General）の4席の中、3席が代わりしました¹⁴。

現在、筆者が勤めるPCTオペレーション部は、WIPO予算の約75パーセントをPCT（加盟国148カ国）出願手数料が占めることから伝統的に存在感と発言力が大きい部門です¹⁵。オペレーション部門は、システム部、翻訳部、プロセッシングサービス部で構成されます（PCT法律部は別の部門に属します）。プロセッシングサービス部に所属する200名のスタッフが10チームに分かれて方式審査・各官庁とのリエゾンの仕事をしており、その1つのチームのコーディネータ、というのが筆者の現在の肩書きです。仕事は、各官庁とのリエゾン、オペレーション実務、法律問題、システムの問題など多岐にわたり、さらに業務評価等の人事関係とTeam buildingにも多くのエネルギーと時間を注いでいます。

このPCTオペレーション部門も担当する事務局次長が、昨年12月に着任した米国人法律家のJohn Sandage（ジョン・サンダージ）です。イエール大学ロースクール出身、国務省に勤務した後、国連キャリアを歩み、WIPOに来る前はウィーンにある国連薬物犯罪事務所（UN Office on Drug and Crimes）条約部の部長でした。新しい事務局次長を迎えてセクターの名前も「Patent and Technology Sector」に変わり、WIPO調停仲裁センターも傘下に入りました。彼は、事務局長ガリーから「私はあなたの優れたマネジャーの資質を見込み、期待している」と抜擢されたそうですので、これからどのような事務局長・次長流、そして米国流のリーダーシップが発揮されるのか楽しみです。

13 <http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/>

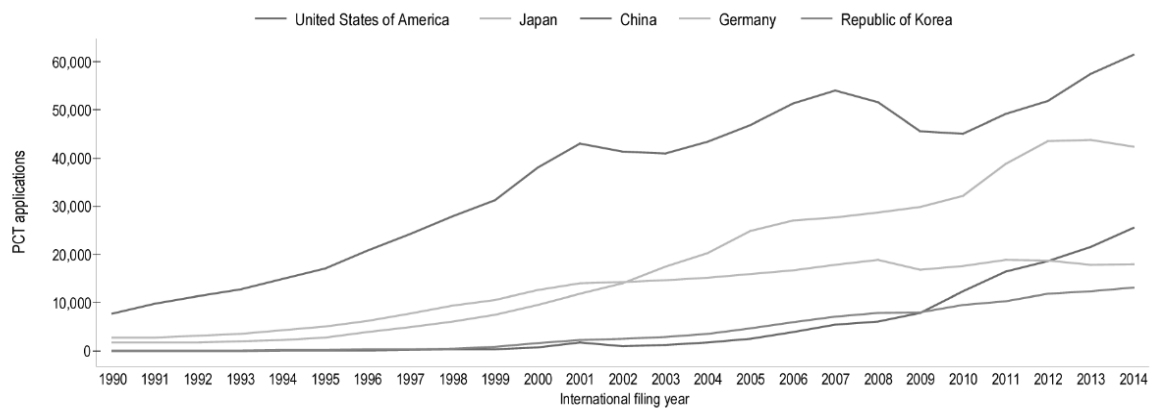
14 <http://www.wipo.int/about-wipo/en/management.html>

15 WIPO Program and Budget – For the 2014/2015 biennium Available at <http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2014_2015.pdf>

4) 近年のPCT出願数の変化

私がPCT部門で勤務を開始したのは2013年ですが、この年、PCTの国別出願数に大きな変化がありました。2003年より続いていた1位アメリカ、2位日本、3位ドイツの順番が崩れ、中国がドイツを抜いたのです。

Figure A.2.2.1: Trend in PCT applications for the top 10 origins



(PCT Yearly Review: International Patent System, WIPO (2015) 36頁)

上記データが示すとおり、a) 日本は1990年代からPCT出願の数が伸び始め、2003年にドイツを抜いて第2位の出願国になりました。日本の2013年の出願は0.6パーセントの伸び(43,918件)、2014年には22年ぶりの出願減少(3パーセント減、42,459件)を記録しました。b) 米国は2008年のリーマンショック後の出願減少から2013年に脱却し、2年連続10.8パーセント(2013年)、7.1パーセント(2014年)と成長しています。c) 中国は、2013年に15.6パーセントの伸びで3位になり、2014年は驚異的な18.7パーセントの上昇です。この二桁成長の勢いは2015年現在も続いており、一部の中国人の同僚から「日本が射程距離に入った」と言われます。d) ドイツは、1990年代から順調に出願率が伸びていましたが、2008年を境に2009年から出願数が減少傾向で、まだ一度も2008年の水準に戻っていません。ドイツは、2003年に日本に、2013年に中国に出願数を追い越されたことになりますが、PCT出願後の国内移行の統計では、米国、日本について3位の位置にあります。e) 韓国は、2010年以降5位を維持しています。韓国は、出願トップ5カ国の中で、1990年以来一度も出願の伸びがマイナスになっていない唯一の国です¹⁶。

PCTオペレーションのこと、そしてWIPOでの活動については、現在進行形で勉強中です¹⁷。また改めてご報告する機会があればと思っています。

4. 最後に

ご紹介したUNCTAD, OECD, WIPOは、近年、東南アジアを対象とした開発支援全般、特に調査研究と提言、知財戦略の策定や知財インフラの整備の支援業務にますます力を入れていることから、最後に身近な東南アジアにふれて締めくくりたいと思います。

16 PCT Yearly Review: International Patent System, WIPO (2015)、同WIPO (2014)。

17 PCTを中心とするWIPO現状の報告書として、山下崇「WIPO-PCT-マルチ雑考：WIPO赴任レポート」特技懇272号69頁。

東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations、以下「アセアン」という。)は、我が国と古くから政治・経済・文化の面で深い交流のある国々ですが、その経済成長はめざましく、日本にとっても重要な貿易相手国となり、それは企業活動を支える弁護士の業務の分野にも、また特許庁を中心とする知的財産制度の基盤整備支援においても、ますます活動が盛んになっています。

例えば、私が日本を離れた10年前には、法律事務所の海外事務所といえば東アジア圏の北京・上海でしたが、ここ数年で、東南アジア（シンガポール、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等）での現地事務所設立が際立っています。そのように今注目される市場で学友の弁護士が現地事務所の代表を勤め、年代の近い若手の先生方が提携事務所への出向というような形で飛び出されて活動の範囲を広げておられることを、頼もしく、身近に感じております。

また、政府レベルでは、特許庁は長年、アセアン各国の知的財産庁に対して、人材育成支援、情報化協力、審査協力等の取り組みを実施しています¹⁸。2012年には、日アセアン特許庁長官会合が創設され、採択された日アセアン知的財産権アクションプランに基づいてアセアン各国における知的財産分野における協力に加速させているようです。さらに、2013年6月に策定された「知的財産政策ビジョンの内容」をうけて閣議決定された「知的財産政策の基本方針」においては「我が国の知的財産システムをアジア等新興国のスタンダードとする」ことが3本の柱の一つに掲げられました。また、本年6月19日に内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部会合において決定された「知的財産推進計画2015」では、政策課題として「コンテンツと周辺産業の一体的な海外展開」が重点3本柱の一つとなり¹⁹、海外展開先として東アジア及びアセアン諸国も例示されています。

折りしも、弁護士知財ネットの活動においても、弁護士の伊原友己先生が、日弁連知財センター及び弁護士知財ネットの代表として、5月26日に奈良で開催された日本国特許庁とアセアン10カ国とのシンポジウム「アセアン特許庁シンポジウム2015」に参加されました。その際に「各国からのご要望があれば知財ネットとしても各国の知財専門人材の育成、知財リーガルマインドの醸成に、知財法律専門家団体としてご協力申し上げる」とアピールされ、日本特許庁及びアセアン各国長官から歓迎されたそうです。

このような中、今後、日弁連知的財産センターと弁護士知財ネットとの合同の海外での活動はいっそう活発になり、力強く国際展開していくように思われます²⁰。日本人法曹として国外で仕事をする弁護士もますます増えることでしょう。我が国から一歩外に踏み出すと異なる文化価値、行動様式と法制度に直面し、その場に身を置くことで対応のノウハウが培われます。皆がその経験を共にし、未来に向かい歩めることを期待しています。

とりとめのない雑文を最後までお読みくださった皆さまに心からお礼申し上げます。

以 上

18 南宏輔・上田真誠「日本特許庁のアセアンに対する知的財産協力」特技懇272号17頁。

19 他の2つの柱は、地域中小企業の知財戦略強化と地方における産学・産産連携の促進」及び「知財の紛争処理システムの活性化」。

20 2014年11月には合同プロジェクトとしてインドネシア共和国の首都ジャカルタで現地調査が行われました。弁護士知財ネット国際チームのプロジェクト・リーダーとして調査団を率いられた弁護士松井真一先生のご論稿があります。松井真一「インドネシアにおける知的財産関係機関調査について」自由と正義Vol.66. No.3、日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット「インドネシア知財制度の現地調査の概要報告」知財ぶりずむVol. 13. No. 148-150。